

○岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月24日条例第30号

## 改正

平成29年3月28日条例第1号

平成30年7月2日条例第25号

令和2年6月26日条例第17号

令和3年9月28日条例第24号

令和4年12月23日条例第25号

令和5年9月26日条例第19号

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 実施機関 岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岩倉市条例第25号）第2条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。

(特定個人情報の利用)

**第3条** 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、法別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

**第4条** 法第19条第11号の規定による条例で定める特定個人情報の提供ができる場合は、次のとおりとする。

(1) 別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 実施機関であって法別表第2の第1欄に掲げるものが、他の実施機関であって同表の第3欄に掲げるものに対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げるものが当該特定個人情報を提供するとき。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があ

ったものとみなす。

(雑則)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月28日条例第1号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。(後略)

**附 則** (平成30年7月2日条例第25号)

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

**附 則** (令和2年6月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年9月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和4年12月23日条例第25号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和6年4月1日から施行する。

**別表第1** (第3条関係)

実施機関	事務
1 市長	岩倉市子ども医療費支給条例(昭和48年岩倉市条例第3号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年岩倉市条例第23号)による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	岩倉市障害者医療費支給条例(昭和48年岩倉市条例第27号)による障害者医療費の支給に関する事務であっ

	て規則で定めるもの
4 市長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	日本国民に対する生活保護の実施の取扱いに準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	岩倉市遺児手当支給条例（昭和50年岩倉市条例第21号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒（就学予定の者を含む。別表第3において同じ。）の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		(2) 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	岩倉市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第4条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	経済的理由によって就学が困難	市長	(1) 地方税関係情報であつ

	な児童又は生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの		て規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
--	---------------------------------------	--	--------------------------------------